

平成28年熊本地震義援金募集要綱

社会福祉法人 福井県共同募金会

1 趣旨

平成28年4月14日の熊本県熊本地方を震源とする地震により、家屋の倒壊等甚大な被害が発生し、熊本県の全市町村に災害救助法が適用されました。

本会では被災者の方々の救助の一助とするために災害義援金を募集します。

2 災害義援金の名称 平成28年熊本地震義援金

3 受付期間 平成30年3月31日まで

4 災害義援金の受入口座

下記の県内各金融機関の本・支店扱いの送金手数料は免除です。

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。

(1) 福井銀行

銀行名：福井銀行学園出張所

預金種類：普通

口座番号：1155140

口座名義：災害義援金 社会福祉法人福井県共同募金会

(2) 福邦銀行

銀行名：福邦銀行 本店営業部

預金種類：普通

口座番号：5495678

口座名義：社会福祉法人福井県共同募金会

(3) 福井信用金庫

銀行名：福井信用金庫 本店営業部

預金種類：普通

口座番号：4309909

口座名義：社会福祉法人福井県共同募金会

(4) JA・信連

銀行名：福井県信連 本所

貯金種類：普通

口座番号：0316115

口座名義：社会福祉法人福井県共同募金会

5 災害義援金取扱い窓口

それぞれ土日祝日を除きます。

(1) 福井県共同募金会

福井県共同募金会と市町共同募金委員会

(2) 福井新聞社

取扱いは平成28年5月20日をもって終了しました。

6 税制上の優遇措置

お寄せいただいた義援金は、税制上の優遇措置対象（地方公共団体に対する寄附金に該当）となります。

金融機関での振込金受領証等に本「平成28年熊本地震義援金募集要綱」を添えて、確定申告時にご提出ください。

寄付者が希望する場合、申し出により後日領収書を発行します。

7 災害義援金の配分

寄せられた義援金については、全額、熊本県共同募金会へ送金し、熊本県の行政、熊本県共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき、被災地の各市町村を通じて被災者に配分されます。

8 お問い合わせ

福井県共同募金会事務局

〒910-0026 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター3F

TEL 0776-22-1657 FAX 0776-22-3093

(附則)

(1) この要綱は、平成28年4月19日施行する。

(2) この要綱は、平成28年5月20日に一部変更

(3) この要綱は、平成28年6月8日に一部変更

(4) この要綱は、平成29年3月10日に一部変更